

LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）に寄せられた意見に対する対応  
（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>【該当する規格案名及び箇所】  Ⅲ. 施行編 7.1バルブ・ガス栓／設置上の注意事項について  1)⑤</p> <p>【意見及びその理由】  中圧、低圧用のねじ接続について、現状では禁止している  シールテープの使用を禁止から注意に変更する案となっ  ているが、以下の理由から止めて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ヒューズガス栓にテープ破片が侵入したため、ヒューズが正常に働かないというトラブルが起きている</li> <li>②ボール弁方式のねじガス栓および可とう管ガス栓にゴミが侵入したためにシール部の気密が悪くなり通過漏れを起こすトラブルが起きている</li> <li>③位置決め締め戻し行為により接続部からのガス漏れするトラブルが起きている</li> <li>④以上の件は注意では防ぎ難いため、メーカー各社では取説で使用を禁止している</li> </ul>	<p>ご指摘のご意見を踏まえ、再度、液化石油ガス規格委員会で、その改正案の修正の必要性の有無等について審議することといたします。</p> <p>（これまで当該基準では「中圧用、低圧用のねじ接続については、不乾性（半乾性）の耐LPガス性のシール材（シールテープは除く）を使用する。」としておりましたが、現に、中圧、低圧用のねじ接続にシールテープを使用することは広く用いられている工法でもあります。このようなLPガス設備工事の実態等を考慮すると、LPガス販売事業者、設備工事事業者等の使用する自主基準として、一律的にシールテープの使用を禁止してしまうよりも、使用を避けるということも含めて、シールテープの使用について注意喚起を行うことが重要と考え、原案に示す改正案としましたが、ご指摘のご意見を踏まえ、再度、液化石油ガス規格委員会で、その改正案の修正の必要性の有無等について審議することとするものです。）</p>	